

前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

- (1) 役員報酬に関する規定はありません。従業員給与の支給に関する規定として賃金規程を提出します

賃金規程

平成30年4月1日

特定非営利活動法人 行徳野鳥観察舎友の会

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (賃金の原則)
- 第3条 (適用範囲)
- 第4条 (賃金の体系)
- 第5条 (割増賃金および賃金減額の算定基礎となる賃金)
- 第6条 (賃金形態)
- 第7条 (賃金の支払方法)
- 第8条 (賃金の計算期間、支給日)
- 第9条 (賃金からの控除項目)
- 第10条 (日割、時間割計算方法)
- 第11条 (平均所定労働時間と平均所定労働日数)
- 第12条 (算定基礎額)
- 第13条 (端数処理)
- 第14条 (賃金の減額)
- 第15条 (休暇休業等の賃金)

第2章 賃金

- 第16条 (基本給)
- 第17条 (賃金の改定)
- 第18条 (職務手当)
- 第19条 (通勤手当)
- 第20条 (割増賃金)
- 第21条 (手当等の支給・支給停止等)

第3章 賞与

- 第22条 (賞与)
- 第23条 (定年退職者などの取り扱い)
- 第24条 (評価対象期間)

第4章 その他細則

- 第25条 (休職者の賃金)
- (付則)

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、行徳野鳥観察舎友の会(以下「当会」とします)の従業員の賃金に関する基準および手続きを定めることを目的とします。

(賃金の原則)

第2条

1. 賃金は、従業員の職務の質ならびに従業員の年齢、経験、勤務成績および勤務条件により決定します。
2. 賃金とは、従業員の実労働時間に対して支払われるものをいいます。したがって従業員が労働していない時間については、別段の定めによる場合のほか賃金を支払いません。

(適用範囲)

第3条

1. 本規程は、就業規則本則に定める従業員に適用します。
2. パートタイマー等の従業員については、別段の定めがある場合を除き個別の労働契約により賃金を決定します。

(賃金の体系)

第4条

従業員の賃金は、基準内賃金と基準外賃金とに区分し、その細目は次のとおりです。

(1)基準内賃金

①基本給

②諸手当

- ・職務手当(業務責任者手当)
- ・通勤手当

(2)基準外賃金

- ・時間外勤務手当
- ・深夜勤務手当
- ・休日勤務手当

(割増賃金および賃金減額の算定基礎となる賃金)

第5条

前条における賃金のうち次の表の丸印に該当する手当等が割増賃金および賃金減額の算定基礎となる賃金です。

手当等の種類	割増賃金の算定基礎	賃金減額の算定基礎
基本給	○	○
職務手当	○	○
通勤手当	×	○
時間外勤務手当	×	×
深夜勤務手当	×	×
休日勤務手当	×	×

(賃金形態)

第6条

賃金形態は、日給月給(月給を定め、欠勤した場合にその日数分だけの賃金を差し引くという形の月給制)とします。

(賃金の支払方法)

第7条

賃金は、従業員に対して通貨で直接その全額を支払います。ただし、書面による従業員本人の同意を得た場合には、金融機関などの本人名義口座へ振り込むことにより支払います。

(賃金の計算期間、支給日)

第8条

賃金の計算期間は、毎月1日より同月末日までとし、賃金の支給日は翌月20日とします。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給します。

(賃金からの控除項目)

第9条

当会は、次に掲げるものを従業員の毎月の賃金または賞与から控除します。

- (1) 源泉徴収税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険、厚生年金保険および介護保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) その他、労使協定で定めるもの

(日割、時間割計算方法)

第10条

従業員が賃金計算期間の途中において採用、退職または解雇された場合、もしくは昇給、昇格により賃金の額に変更があった場合、1カ月の平均勤務日数で月額(基本給+諸手当)を除いた額を日額とし、日割計算により支給します。

(平均所定労働時間と平均所定労働日数)

第11条

1カ月平均所定労働日数および1カ月平均所定労働時間は、次のとおりとします。

- (1) 1カ月平均所定労働日数 = その年度の年間所定労働日数/12カ月
- (2) 1カ月平均所定労働時間 = その年度の年間所定労働時間数/12カ月

(算定基礎額)

第12条

1. 時間外勤務手当等の1時間あたりの算定基礎額は、次の計算方法により計算します。
賃金中の算定基礎額(第5条に定めた賃金)/1カ月の平均所定労働時間
2. 遅早退等の賃金減額時の1時間あたりの算定基礎額は、次の計算方法により計算します。
賃金中の算定基礎額(第5条に定めた賃金)/1カ月の平均所定労働時間
3. 欠勤等の賃金減額時の1日あたりの算定基礎額は、次の計算方法により計算します。
賃金中の算定基礎額(第5条に定めた賃金)/1カ月平均所定労働日数

(端数処理)

第13条

日割計算、時間割計算、時間外勤務手当等の算出にあたり、1円未満の端数が生じたときは、賃金項目ごとにその端数を四捨五入して計算します。

(賃金の減額)

第14条

1. 従業員が欠勤した場合は、その欠勤につき第12条第3項に定める計算方法により算出した額を基準に減額して賃金を支払います。
 2. 欠勤控除をするときは、欠勤日数が7日以下の場合は減額方式で8日以上の場合は加算方式で計算します。
- (1) 7日以下の欠勤

賃金(月例の賃金)－(1日あたりの算定基礎額×欠勤日数)＝当月の賃金支払額

(2)8日以上欠勤

(1日あたりの算定基礎額×出勤日数)＋算定基礎以外の賃金＝当月の賃金支払額

3. 遅刻、早退等の場合は、不就労時間数当たりの算定基礎額を減額します。

(休暇休業等の賃金)

第15条

就業規則本則で無給と定めた休暇、休業については賃金を支給しません。

第2章 賃金

(基本給)

第16条

基本給は、本人の勤続・能力・経験ならびに勤務成績等を重視して決定するもので、正規の勤務時間における基本となる賃金です。

(賃金の改定)

第17条

1. 賃金の改定(昇給または降給)は毎年4月に実施します。その金額は当会の業績および従業員の勤務成績を考慮して決定します。
2. 当会の業績や従業員の勤務成績が良好でないときは、当該従業員に十分説明し、賃金の減額、賃金の改定時期の変更、あるいは賃金の改定を行わないことがあります。
3. 前各項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがあります。

(職務手当)

第18条

職務手当には、職務に応じ、特別に資格および技術を有する者に対し支給します。職務手当の額は次の区分により支給します。

業務責任者手当(月額 10,000 円)

(通勤手当)

第19条

通勤手当は、公共交通機関(電車)を利用する従業員に対して通勤にかかる実費弁済を目的として支給します。ただし、月額2万円を限度とし、通勤経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると当会が認めたものに限ります。

(割増賃金)

第20条

1. 時間外勤務手当(所定の労働時間を超えて労働させた場合)
第12条で算出した勤務1時間あたりの算定基礎額 × 時間外勤務時間 × (1 + 0.25)
2. 深夜勤務手当(22時より5時までの深夜に勤務させた場合)
第12条で算出した勤務1時間あたりの算定基礎額 × 深夜勤務時間 × 0.25
3. 休日勤務手当(法定休日に勤務させた場合)
第12条で算出した勤務1時間あたりの算定基礎額 × 休日勤務時間 × (1 + 0.35)

(手当等の支給・支給停止等)

第21条

1. 賃金計算期間の途中において、手当の支給または、その額を変更すべき事由が発生した場合には、原則として通勤手当を除き、その事実の生じた日の属する賃金計算期間の次の賃金計算期間から当該手当の支給、変更または停止をします。
2. 本人の届出が遅れ場合または虚偽の届出をした場合に手当の過払いが発生したことが判明したときは、当会はその返還を求めます。
3. 本条第1項にかかわらず、正当な理由なく本人の届出が遅れた場合においては、原則としてその期間に相当する手当を遡って支給することはありません。この場合、届出日の属する賃金計算期間の次の計算期間から当該手当を支給します。

第3章 賞与

(賞与)

第22条

1. 賞与は、原則として6月(夏季)および12月(冬季)に支給します。ただし、当会の業績の著しい低下そのほかやむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがあります。

2. 賞与は次の各号のひとつに該当する者には支給しません。

(1) 賞与の支給日に在籍しない者

(2) 評価対象期間において、所定労働日数の4割以上欠勤した者。ただし、年次有給休暇、産前産後の休暇、出勤または休日扱いとなる休暇、当会の責めによる休業、および業務上の負傷または疾病により休業した期間は出勤扱いとします

(3) 評価対象期間において、減給または出勤停止の処分を2回以上受けた者

(4) 故意または重大な過失により、当会に相当の損害を与えた者

(定年退職者などの取り扱い)

第23条

前条第2項第1号の規定にかかわらず、定年退職者などは、賞与の評価対象期間中の在籍期間およびその間の勤務成績に応じた金額の賞与を支払うことがあります。

(評価対象期間)

第24条

1. 賞与の評価対象期間は、次のとおりとします。

夏季: 前年12月11日～当年6月10日

冬季: 当年6月11日～当年12月10日

第4章 その他細則

(休職者の賃金)

第25条

従業員が休職を命ぜられた場合は、賃金を支給しません。

(付則)

- ・本規程は、平成30年4月1日から実施します。
- ・本規程を改廃する場合には、従業員代表の意見を聞いて行います。
- ・本規程は、法令に準じるため定期に見直しを実施します。
- ・本規程は、書面による当会の許可を得ることなく引用、抜粋、コピー、そのほか形式を問わず外部へ持ち出すこと、また外部の者に対して提示することを禁じます。

(作成例)

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人徳野鳥観察舎友の会	事業年度	30年4月1日～31年3月31日
-----	--------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	436,000円
受取寄付金	986,975円
受取助成金	228,151円
事業収益	34,725,163円
その他収益	202,137円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	36,578,426円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		34,630,863 円	業務委託
		228,151 円	助成金

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,510,000 円	キャタピラレーショベル購入
		760,000 円	退職金掛金
		642,535 円	トラクター整備・草刈り機 修繕・購入
		191,769 円	ガソリン購入
		114,480 円	仮設トイレレンタル料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	譲渡 年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
				円
				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 行徳野鳥観察舎友の会	チェック欄
-----	----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
 - (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
 - ロ 各社員の表決権が平等であること
 - ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
 - ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	29年4月1日～ 30年3月31日	11人	0人	0%	0人	0%
㉒	30年4月1日～ 31年3月31日	11人	0人	0%	0人	0%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		11人	0人	0%	0人	0%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第28条に各運営委員の表決権は平等なものとすると規定	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	⓪はい いいえ	⓪はい いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	⓪はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・⓪無	有・⓪無	有・無	有・無	有・無	有・⓪無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄に記載する必要はありません。ロ、ハ、二についても同様です。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第 3 表 付 表 1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		11 人	11 人	人	人	人	11 人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	0 人	人	人	人	0 人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0 人	0 人	人	人	人	0 人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職 名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日	
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時		
清水大悟		理事		○	○					○	平成 12 年 3 月 30 日 就任
鈴木晃夫		理事		○	○					○	平成 12 年 3 月 30 日 就任
石亀 明		理事		○	○					○	平成 15 年 5 月 11 日 就任
鈴木裕子		理事		○	×					×	平成 30 年 5 月 31 日 退任
矢野英之		理事		○	○					○	平成 19 年 6 月 12 日 就任
佐藤祐子		理事		○	○					○	平成 21 年 6 月 14 日 就任
佐藤達夫		理事		○	○					○	平成 23 年 6 月 12 日 就任
野長瀬 雅樹		理事		○	○					○	平成 28 年 6 月 1 日 就任
鈴木 陽子		理事		○	○					○	平成 28 年 6 月 1 日 就任
堀江 聡美		理事		○	○					○	平成 28 年 6 月 1 日 就任
坂口 敦		理事			○					○	平成 30 年 6 月 1 日 就任
田久保晴孝		監事		○	○					○	平成 12 年 3 月 30 日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 行徳野鳥観察舎友の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	電子帳簿	3回/週	7年
預金出納帳	電子帳簿	1回/月	7年
総勘定元帳	ルーズリーフ	1回/年	7年

(記載方法)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 行徳野鳥観察舎友の会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		✓
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p>		同意
		()する しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人 行徳野鳥観察舎友の会
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
	✓												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有・<input type="radio"/>無</td> <td>有・<input type="radio"/>無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input type="radio"/>無</td> </tr> </tbody> </table>	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無	
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時								
有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無								
㉑ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。													

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載方法

項目	記載方法	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉑」から「㉕」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄に記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 行徳野鳥観察舎友の会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-------------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input checked="" type="radio"/> はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ